

## 平成２９年度第１回伊勢原市総合教育会議議事録

平成２９年１１月２１日（火）午後２時から伊勢原市総合教育会議を伊勢原市役所議会全員協議会室に招集した。

〔事務局〕 教育総務課

〔開催日時〕 平成２９年１１月２１日（火）  
午後２時から午後３時２５分まで

〔開催場所〕 伊勢原市役所 議会全員協議会室

〔出席者〕 市長 高山 松太郎  
教育長 鍛代 英雄  
教育長職務代理者 重田 恵美子  
委員 菅原 順子  
委員 渡辺 正美  
委員 永井 武義

〔事務局〕 谷亀教育部長、大高学校教育担当部長、  
古清水教育総務課長、守屋学校教育課長、石渡教育指導課長、  
小谷社会教育課長、麻生図書館・子ども科学館館長、  
本多教育センター所長、立花教育総務課歴史文化担当課長  
瀬尾係長、渡邊主事（以上、教育総務課）

〔公開の可否〕 公開

〔傍聴者〕 １７人

〔経過〕 次のとおり

### １ 開 会

【谷亀 教育部長】

定刻になりましたので、ただいまから平成２９年度第１回伊勢原市総合教育会議を開催いたします。

それでは次第に従いまして進めてまいります。

初めに高山市長から御挨拶申し上げます。

【高山 市長】

皆様、こんにちは。教育委員の皆様におかれましては、日ごろから教育行政の推進に大変お力添えをいただいております。改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、２年前の４月に新しい教育委員会制度がスタートいたしまして、この総合教育会議も今回で５回目の開催となりました。本年４月には、これまでの教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が誕生いたしまして、本市の教育委員会も新制度に完全移行いたしましたところでございます。これにより、今まで以上に

課題や問題解決に、より迅速な対応が図られることと思っております。

さて、本市では、「子育て世代が住みやすいまちづくり」「住む場所として選んでもらえるまちづくり」を重要な行政課題の一つとして挙げまして、子どもが生まれる前からを含めまして、乳幼児期における子育て支援、そして学校にあがってからの児童生徒への支援、あるいは教育環境の整備に取り組んでまいりました。

特に小・中学校の教育環境につきましては、校舎の老朽化に対する改修工事や、トイレのリニューアル工事等に取り組んでまいりました。引き続きトイレ改修などに取り組みまして、子どもたちが安心して学校生活を送ることのできる環境を整えてまいりたいと考えております。

また、学習面におきましては、豊かな自然や、歴史・伝統文化といった伊勢原の特色を生かした学習活動、あるいは外国語教育の充実などに取り組んでまいりまして、そうしたモデル的に推進してきました大山小学校での取組の成果を楽しみにしているところでございます。

また、昨年4月に認定されました「日本遺産」でございますが、今後の子どもたちへの教育や市民への学習機会の提供、あるいは地域の活性化や観光振興にどのようにつなげていけるかが、本市全体の課題であるとともに、未来への大きな材料となっております。

さて、本日の議題でも「いじめ」の関係があがっておりますが、「いじめ」の問題に対しましては、教育委員会と連携して素早く対応することも、この総合教育会議に与えられた重要な役割でございますので、後ほど委員の皆様方からいろいろとお話を伺ってまいりたいと思います。

また、2つ目の議題といたしまして、中学校給食の実現への取組がございます。この度、教育委員会におきまして導入方針が決定されましたので、本日は教育委員会からの説明と合わせまして、教育委員の皆様のお考えもお伺いし、今後の取組としてつなげてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後も伊勢原の目指す教育や教育課題に対しまして、教育委員の皆様と意見交換を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【谷 亀 教育部長】**

ありがとうございました。

続きまして、鍛代教育長、よろしくお願いいたします。

**【鍛 代 教育長】**

改めまして、皆様、こんにちは。市長には日ごろから教育環境の整備・充実等に御尽力いただきまして大変感謝いたしております。大変厳しい財政状況の中ですが、毎年度、施設整備等の予算計上をしていただいております。教育委員会といたしましては、学校現場におきまして、子どもたちに対する学習指導や生活指導等が充実されますように、教職員の研修等に取り組んでいるところでございます。

本日の二つの議題は、いずれも教育委員会としましても大きな課題と捉えている案件でございます。本日は良い機会でございますので、忌憚のない御協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【谷 亀 教育部長】

ありがとうございました。

#### ——協議事項（１）伊勢原市いじめ防止基本方針の改定について——

【谷 亀 教育部長】

それでは早速、次第３の協議事項に移りたいと思います。進行につきましては、伊勢原市総合教育会議運営要綱第４条に基づき、市長にお願いしたいと思っております。市長、よろしくお願いいたします。

【高山 市長】

それでは協議事項に入りたいと思います。着座にて進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（１）の協議事項でございますが、先ほど挨拶の中でも少し触れさせていただきました「いじめ」の関係でございます。いじめ問題につきましては、今から５年前に滋賀県で起こりました痛ましいいじめの事件があり、大変大きな社会問題となりました。これを受けまして、平成２５年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市におきましても平成２６年に「伊勢原市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。また、そうした法律や指針に基づきまして、教育委員会の附属機関として、「いじめ問題専門調査会」を設置し、日ごろから情報交換や協議を行い、いじめの未然防止、また対策について取り組んでおります。

また、市長の附属機関として、「いじめ問題再調査会」を設置し、いじめの問題に対する体制を整えてまいりました。今回、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が今年３月に改定されましたのを受けまして、平成２６年に本市が策定いたしました「伊勢原市いじめ防止基本方針」につきましても、国の改定内容を踏まえまして、教育委員会において改定作業を進めていただいている最中で、そうしたことから取り上げさせていただきました。

本日は、いじめの問題に対しまして、皆様方から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

それでは初めに「伊勢原市いじめ防止基本方針」の改定内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【大高 学校教育担当部長】

それでは、資料１をご覧ください。まず、「伊勢原市いじめ防止基本方針」改定の趣旨ですが、国では、平成２９年３月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、地方公共団体に対しまして、国の基本方針を参酌し、基本方針の見直し等、必要な措置を講ずるよう求めています。

よって本市では、改定された国の基本方針を参酌するとともに、地域や学校の

実情を踏まえ、市の基本方針を平成29年度中に改定する方向で準備を進めております。

県の動向といたしましては、国の基本方針の改定を踏まえ、平成29年11月の改定を目途に、「神奈川県いじめ防止基本方針」の改定作業が進められております。

改定の主な観点といたしましては、1つは国の基本方針の改定内容を反映させること。もう1つは、市の基本方針の作成から3年が経過し、この間のいじめ防止の取組状況を踏まえた改定を行うことの2点になります。

具体的な改定内容は、1つ目は、国の基本方針の改定を反映させた内容といたしまして大きく3点ございます。

まず1点目は、「いじめ防止の指導について」です。いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することも必要であることを加えました。また、いじめ解消の定義を修正し、いじめに係る行為が3カ月を目安に止んでいることと、被害者が新たな心身の苦痛を受けていないことの、少なくとも2つの要件が満たされている必要があることとしました。

2点目は、「教育委員会が実施すべき施策について」です。教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図ることを加えました。また、修正点として、教育委員会は、児童生徒及び保護者、並びに学校の教職員に対し、いじめの防止に関して理解を深めるための啓発活動や研修を推進するとともに、教職員に対して校内研修の実施を促すこととしました。

3点目は、「重大事態への対応について」です。いじめの重大事態については、国の基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにより、適正に対応すること。また、学校または教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果について特段の支障がなければ公表を行い、その場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、公表の方針について説明を行うこととするのを加えました。

次に改定内容の2つ目の観点である、市の基本方針の策定から3年が経過し、この間の状況を踏まえた改定内容です。重大事態と思われる案件について、学校が調査主体となる場合は、学校に常設するいじめの防止等の対策のための組織が実施することを加えました。

なお、改定前ではございますが、すでに教育委員会、学校、双方でできる対応については進めているところです。また、各学校の方針の改定準備も進めているところでございます。以上でございます。

#### 【高山 市長】

今説明がございましたが、市の方針に沿って、各学校におきましてはそれぞれ学校独自の方針を策定し、あるいは子どもたちへのアンケート調査などを通しま

して、いじめの未然防止、早期発見、解決に取り組んでいるところだと思いますが、やはりいじめの問題は、心身の成長期にある多感な子どもたち同士の問題であり、一人ひとりの性格や気持ち、精神の成長度合いの違いもありますので、何らかの子ども同士のトラブルが起こり得ることも常に想定しておかなければならないと考えております。また、子どもを取り巻く様々な環境も、子どもの行動に複雑に絡んでおりますので、なかなか難しいことだとも認識いたしております。

ここで事務局に伺いますが、最近のいじめの状況や傾向はどんなふうになっているのか、国や県の状況も含めて説明してもらえればと思います。

**【大高 学校教育担当部長】**

それでは最近のいじめの状況について説明いたします。

まず、平成28年度の国・県・市のいじめの認知件数について説明いたします。国の認知件数は、小学校23万7,921件、中学校7万1,309件でございます。県の認知件数は、小学校1万607件、中学校3,459件。小・中学校を合わせた1,000人当たりの認知件数を換算いたしますと、21.3件となります。

本市の認知件数は、小学校73件、中学校40件。小・中学校合わせた1,000人当たりの認知件数は8.4件でございます。なお、参考までに、その前年度の平成27年度の本市の認知件数ですが、小学校31件、中学校19件、小・中学校合わせた1,000人当たりの認知件数は6.5件でございます。

いじめ防止対策推進法が施行され、文部科学省が「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」という見解を示したことで、国・県ともに認知件数の増加が見られます。本市におきましても、教職員が子どもと向き合い、積極的にいじめを認知しておりますので、件数は増加しております。本市の基本方針でも、児童生徒本人がいじめと感じたものは全てをいじめと捉えて対応すると示しておりますので、それに基づいた対応が図られております。

続きまして、平成28年度の本市におけるいじめ発見の経緯及びいじめ被害の状況について説明いたします。

いじめの発見に至る経緯としましては、各学校は年間3回程度、定期的にアンケート調査及び教育相談を実施しております。アンケート調査と教育相談を連携して実施することで、児童生徒にとって担任等に訴えやすい環境をつくっております。また、教職員は、児童生徒の日常の様子にも気を配り、複数の手立てで聞き取りができる体制をとり、あらゆる機会を通じていじめを認知するように努めております。さらに、日ごろから教職員が児童生徒に自然な形で声をかけ、何かあったら相談できる雰囲気をつくっております。その成果として、本人からの訴え、学級担任の発見の件数が増えております。

次にいじめの内容として最も多いものが、冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというものでございます。次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするというようなものです。

なお、平成28年度においては、重大事態として調査会の開催を求められるような案件は発生してございません。しかしながら、学校は、「重大事態は起きる可能性があるもの」と捉え、重大事態に至らないように緊張感を持って対応して

おります。

最後に今年度のいじめの状況について説明をいたします。

1学期が終了した段階での認知件数でございますが、小学校30件、中学校22件となっております。いじめ被害の状況につきましては、平成28年度と同様で、最も多い内容は冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというようなものです。次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするということもございます。

各学校では、早期発見・早期解決に努めるとともに、いじめ解消の定義に基づき、継続的な対応を実施しているところでございます。以上です。

【高山 市長】

昔とはちょっと違ってきていて、今は子どもが「いじめ」と感じれば「いじめ」と定義するということで、非常にその辺が違ってきているなと思っています。

学校においても、先生方がいじめと思われる事案を早いうちに気付き、一所懸命対応していただいていると思っています。

いずれにしましても、いじめが無くなるのが一番いいわけではありますが、事態が深刻になる前に、周りの大人がどんな小さなことでも見逃さないで把握し、いじめの芽を摘み、未然に防ぐこと、これが大事なのではないかと考えております。

教育委員の皆様におかれましても、普段から色々とお考えをお持ちだろうと思っておりますので、この場で少し時間をいただいて、皆様の御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、永井委員からお願いいたします。

【永井 教育委員】

いじめの問題につきましては、以前の総合教育会議でも取り上げた内容であり、大変重要な課題でございます。今回の方針改定に当たりまして、内容についてごく簡単に触れながら、改めていじめについて考える一端を申し述べさせていただきますと思います。

昨今の目に見えにくいSNSによるいじめ、外国人や障害者に対するいじめ等、いつの世も、どんな社会でもいじめは起こり得るわけで、その課題は残念ながら尽きません。本方針の改定では、日々の環境変化や学校現場の実態を踏まえ、いじめの定義について言葉の機微が追記されました。指導体制の整備・推進を図ること、そして校内研修の充実により共通理解を深めることは、とても重要なことだと思います。

そして、今回は踏み込んだ形で、教職員が行う業務の明確化により、業務負担の軽減を図ることが追記され、より児童生徒と向き合う時間を確保することが示されていると思われます。働き方改革、ワークライフバランスという言葉が先行する中、実態は異なり、残業は減らないようです。しかしながら、この改定方針が端緒となってほしいと思います。

いじめの解消については、お互いにストレスなく、互いを認め合える人間関係の構築、信頼を築くための客観的な事実の解明、事案への対処は不可欠でありま

す。横浜における震災被災者のいじめ問題は記憶に新しいところですが、そのことを振り返った横浜市の教育委員は、「今日行く」のが「教育」であり、「Today Go」を徹底することが最重要だと新聞に掲載されていました。申し上げるまでもなく、スピードと児童生徒への情熱が信頼につながるということだと思います。

今後も法や基本方針、調査指針が座右となり、形骸化されないように常に見直しが図られることが大切です。悩める思春期の心の問題に対し、これまで蓄積されてきた指導に加え、来年、再来年に教科化となる小・中学校の道徳の研究指導が多面的・多角的に活発化することを期待いたします。

青雲の志を抱く教員の道のりは、遠く果てしないものです。課題は尽きないものですが、やりがいは無限であると思います。その信頼は尊く、未来豊かな児童生徒の人格形成に今後とも励んでほしいと切に願っているところでございます。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございます。それでは、菅原委員、お願いします。

【菅原 教育委員】

社会には、対立やいざこざはつきものである以上、子ども社会においても人間関係のトラブル、それが発展したいじめは当然起こり得るものであり、もしそれが見えないとすれば、沈黙していて姿を現さないだけだと言えます。いじめは撲滅するものではなく、向き合い、乗り越えていくものだと思います。

したがって、いじめの芽に対し、いかに早く本人が周囲にヘルプを求めることができるか、そして先生をはじめとする周りの大人や子どもたちがそれに気づき、問題解決を図ることができるかが重要だと思います。

昨年度の伊勢原市のいじめ状況調査の結果を見ますと、学級担任による発見に加え、いじめられた本人からの訴えが急激に増えていることは、学校のいじめに対する意識や感度が上がったことにより、いじめは絶対許さないという雰囲気づくりや、子どもがいじめを相談しやすい環境づくりが成果を上げている現れだと思います。

先日の市内の中学校訪問の際も、現場の先生からそれを裏づけるお話を伺いました。また、さらに先生方がチームとして動き、例えば悩みを抱えた生徒が担任に相談に来れば、若い副担任が話を聞くといった役割分担や連携により、風通しを良くしていることも功を奏しているのではないかと話でした。

しかし、認知件数が上がっただけでは意味がなく、認知された案件に対してどのような対処がなされるのかが大切です。最初はけんかやふざけ合いといった水平方向の対等な関係が、放置されていくうちにいじめという上下方向、垂直方向の関係へと変わっていく危険性をはらんでいるのは、数々のいじめ自殺の悲劇が物語る事実です。

認知件数は増えても、その都度、周囲の介入によって被害者・加害者相互の関係性が改善され、重大ないじめはゼロを保ち続けることが目標だと思います。

今回の国のいじめ防止基本方針の改定により、いじめの解消の定義が明確化され、被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が3カ月停止しているこ

と、また、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが基準とされました。

しかし、ひきこもっている青年や重大な犯罪を起こした青年の驚くほど多くが、「学校時代にいじめられていた」と語るのを聞くと、重大ないじめによる精神的苦痛が決して消えることなく、その後の人生に大きな影を落とすことを思い知らされます。中学生のときにいじめを受けた子どもさんが、高校生になっても加害者に似た人を見かけると逃げ出すという話をそのお母さんから聞いたことがあります。また、中学校でいじめを受けた子どもをよく知る小学校時代の担任の先生が定期的に会って話を聞いているというケースも聞きます。

心の苦痛は容易に消えるものではないことを肝に銘じ、重大ないじめは絶対に防ぐこと、万一発生してしまった場合には長期にわたってフォローアップ体制を継続していくことが必要であると思います。

いじめは加害者の抱える個人的、あるいは家庭的背景が原因である部分もありますが、学校でできることは個人的問題としてよりも、子ども同士の関係づくり、子ども社会の在りようの問題として対処していくことだと思います。これは学校だけではなく、私たちの社会そのものに与えられた課題だと思います。

一人ひとりに居場所があり、認められたい、活躍したいという気持ちを満たすことができること、失敗しても間違えても笑われず、あるいは無視されず、安心してヘルプを求める先がたくさんあり、それによって自分の弱さを認め、それを含めた自分そのものを肯定することができること。失敗した子どもに対して皆の前で名指しで注意や怒号が飛ぶことなく、褒めるときにはみんなの前で、注意は耳元とするような配慮。固定的で閉鎖的なクラスや部活といった関係だけでなく、学年をまたいだ縦割り活動や、地域での活動が活発に行われ、外からの視点が入り、子どもが大きなネットワークの中で多面的に捉えられること。これらは誰もが相互に人格と個性を尊重し、多様な在り方を相互に認め合う共生社会、それを目指すためのインクルーシブ教育にほかなりません。相互に寛容で助け合えるインクルーシブな学校づくりを推進していくことが、いじめを許さない学校へとつながっていくと思います。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございます。では続いて渡辺委員、お願いします。

【渡辺 委員】

いじめ問題の前提として、子どもの成長ということをしっかり捉えていく必要があるかと思っています。子どもは生まれたままでは、他の者への思いやりなどの道徳心が身に付いているわけではないと思います。幼少期から徐々に多くの人と交わり、時には失敗体験などしながら自分と他人との関係を理解していくものだろうと思います。

しかしながら、子どもの成長過程の現状を見ますと、核家族化が進み、多様な生活形態が見られ、また幼少期からの子ども同士の遊びの減少、個別のゲーム遊びの広まりなどで、人との関わりがすごく減少しております。そのため、成長する中で必要である人間関係づくりの体験は不足がちで、いじめなどに関する知識



や経験には、個々にかかなりの差があるのが現状です。

いじめの克服という観点では、1つは、大人が人間の好ましい在り方を教えていくことが何より大切です。家庭では保護者、また家族の方が家庭生活や地域生活の中で教え、学校では教職員が授業や行事などの様々な教育活動の中で道徳教育、人権教育に取り組んでいくことが大切です。その際に大人は、子どもに対して「こんなことぐらい常識でわかっているはずだ」と思い込まないで、「いじめは悪いことだ」と根気よく子どもに教えていくことが必要であると思います。

もう1つが、子ども自身が「人が人をいじめることは悪いことだ」と気づいて理解をすることが、これからの様々な活動において、適切に考え、行動できるような成長につながっていくと考えます。

いじめの定義が変わってきた中で、子どもが苦痛と感じる行為は全て「いじめ」と判断するという事で、先ほど事務局からの説明の中に、いじめの件数が昨年度あたりから大分増えているとありました。その数は新聞等によると、小学校で10万件も増えているというような報告がなされています。

このような中、これからの対応についてですが、子どもは幼少期から発達段階に応じて人とのかかわり、人間関係を学んでいくものだと思いますので、周囲の大人、親や学校の先生などの指導を受けながら年齢に即した様々な体験をしながら、人は他人を尊重しながら共に生きていくものである、人が人をいじめることは悪いことであると気づき、適正に行動できる人間になっていくことが根本的な在り方であると思います。

よって、学校や家庭においては、子どもが人と交わり成長する中では、いじめはいつでも起こり得るとの認識を持って指導・対応していく必要があるかと思います。適切に相談や調査をしたり、また日々の活動や生活の中で子どもの様子を敏感に感じ取ったり、見逃さないように心がけていくことが大事であると思います。

そして、解決のためにはできる限り事案に対し、速やかにかつ丁寧に理解を図り、解決をあせらないことも重要なことであると思います。また、対応した後の関係者の振る舞いに留意し、その後の様子も見守っていくなど、それぞれの実態に応じて大人が子どもの様子を見ていくことが必要であると思います。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。重田委員、お願いします。

【重田 教育長職務代理者】

この度改定されるいじめ防止基本方針において、学校側がいじめの防止のために実施すべき施策の中に、いじめが解消している状態について、いじめられる行為が止んでいることや、被害者に心理的・物理的な影響を与える行為が3カ月間止まっていること。被害児童生徒が心の苦痛を感じていないことを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを確認すること。との規定がありますが、いかなる場合でも、いじめられたと思う側の気持ちに寄り添うことが大事であり、一度いじめられた児童生徒の心の痛みという

ものは、謝罪されても完全に解消されることは大変難しいことで、これは一生忘れられないものになるのだと思います。

今、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されておりますが、配置人数は十分と言いきれるものではないと思いますので、今後、それらをフォローする人材も教育し、今以上に増やし、どの学校にも平等に配置していくことが必要ではないかと思っております。そして、いつでも、どんなときでも相談に乗ってあげられる、そういう体制、環境が必要なのではないかと思えます。

私事ですが、小・中学校の頃、休み時間になると教室の後ろで1人の生徒に対して5～6人の男の子が絡んだり、蹴飛ばしたり、たたいたりしていることがよくありました。何故だか私はそういうところに割って入り、いつも仲裁するのが役回りでした。大概そうした行為は先生のいないときに起こることが多いと思いますので、周りの子どもたちは、そうした行為を黙視しているような状態が多かったと思っております。

いじめをする児童生徒をなくすためには、インターネット社会の悪影響に児童が犠牲にならないためにも、地域社会と連携のもと、優しい心を育み、人の痛みを分かち合える人間教育、そしていじめを絶対に許さない環境づくりというものに、今後ともみんなで力を入れていくべきだと思っております。以上です。

【高山 市長】

最後に教育長、よろしいですか。

【鍛代 教育長】

いじめにつきましては、対応を誤りますと貴い命が絶たれるという大変痛ましい事態となる恐れがございます。また、いじめは被害者の不登校の原因となったり、被害者に他者への不信感、恐怖感といった、その後の人生において大きな影となるトラウマを残してしまうことや、鬱病を発症させてしまうなど、子どもたちの心身の発達に重大な支障が生じることもありますので、いじめの未然防止やいじめへの適切な対応は大変重要なことであると認識しております。

先ほど学校教育担当部長から学校における取組については説明がありましたので、私からは教育委員会の取組について、いくつか申し上げたいと思います。

教育委員会では、学校現場において、未然防止、早期発見及び早期解決が行われるよう、学校に対する支援を行うとともに、伊勢原市いじめ問題専門調査会を定期的に開催し、有識者の御意見をいただきまして、学校での取組に反映をしております。先ほど、アンケートを年3回位実施していると説明がありましたが、そういったアンケートの調査項目の設計などにも、この専門調査会での御意見を反映しております。

いじめの防止等のためには、家庭、地域、関係機関の理解と協力・連携が大切ですので、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、連携の強化にも努めております。また、近年は子どものスマートフォンの普及などによりまして、外からわかりにくいSNSなどを通じたいじめが増加していることが指摘されております。中学校では教職員から一方的に生徒たちを指導するだけでなく、生徒たち

自身にスマートフォンの正しい使い方を考えさせたり、スローガンを作成させたりする活動も行っております。

道徳についてですが、教科化された「特別の教科 道徳」を小学校では来年度から、中学校では平成31年度から全面実施することになります。この道徳の教科化の大きなきっかけは、いじめ防止等の取組の強化でございました。教科化により、例えば、悪口を言うてはいけないとか、他人を思いやることが大切といった道徳的価値を教えるだけではなく、道徳的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考え方を深める学習を通じて善と悪とを正しく区別し、良い行為を選択する力、善を喜び悪を憎む感情、善と判断したことは積極的に行い、悪と判断したことは抑制する力といった道徳性を、子どもたちが主体的に養えるようにすることが求められております。

道徳の教科化に向けて既に学校では授業研究などを進めており、教育委員会といたしましては、研修の充実など、学校への支援を行っているところでございます。今回のいじめ防止基本方針の改定を契機としまして、こうした取組をさらに強化し、いじめの未然防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。

委員の皆様からそれぞれお考えを伺いましたが、全てのことが意見の中に含まれていると感じました。

ご存じのように、社会環境が急激に変化していく中、子どもたちが戸惑いを持つ部分もあろうかと思えます。いじめの問題については、昔からあったわけではありますが、近年特に目立つように、またそれが大きな問題に発展してきているわけでもあります。いずれにしましても、早く気づき、そして対応することが重要なのだと思っております。私どももできる限り世代間交流なども促しながら地域で子どもを育て、見守っていくことが大事なのだろうと思っております。

是非、今後とも教育委員の皆様とはもちろんのことではありますが、学校・家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ——協議事項（２）中学校給食導入方針について——

【高山 市長】

それでは、２つ目の議題に入りたいと思います。中学校給食導入方針についてです。

本市の中学校給食につきましては、皆様、御承知のとおり、以前、教育委員会におきまして検討委員会を立ち上げ、導入に向けて検討してまいりました経過がございます。最終的には平成22年3月の教育委員会議におきまして、デリバリー方式の案が否決をされ、同じ年の6月の教育委員会議で自校方式が理想である

との見解が示されたところでございます。しかしながら、自校方式での実施につきましては、多額の財政負担を伴いますので、中学校給食の導入を見送ってきたという経過がございます。その後、改めて平成24年に教育委員会に対しして検討を要請いたしたところでございます。

そうした中、教育委員会では、新たに様々な調査・研究を行い、教育委員会内部での協議・検討を重ねてこられたことは、承知いたしているところでございます。この度、10月24日に開催されました教育委員会議の定例会におきまして、教育委員会としての中学校給食の導入方針が決定され、同じ日に私のところにも報告がありました。

中学校給食につきましては、市民の皆様が大変関心をお持ちになっている内容であり、大きな教育課題でもございます。本日、改めてこういった公の場である総合教育会議の場で内容を伺ってまいりたいと考えております。

それでは、教育委員会で決定されました中学校給食の導入方針につきまして、改めて説明を求めます。

#### 【鍛代 教育長】

それでは、お手元の資料2「中学校給食導入方針」をご覧くださいと思います。1ページから5ページにかけまして「1 検討の経緯」「2 各方式の検討」を記載しておりますが、教育委員会におきましては、平成24年度以降、先進市の視察等を行うなど、改めて中学校給食の導入手法について検討を行ってまいりました。そして、各方式のメリット、デメリット、及び必要な費用を整理した上で、去る10月24日の教育委員会議定例会におきまして、教育委員会としての中学校給食導入方針を決定いたしました。

導入方式ですが、5ページの「3 導入方式」をご覧ください。1段落目に記載しておりますが、自校方式が給食の方式として優れていることを再確認いたしました。2段落目に記載しておりますように、自校方式には調理施設の建設や備品類の整備、食缶を運ぶためのエレベーターの整備等、導入当初に多額の費用と相当の年数が必要となります。また配膳・片付けの時間がかかるため、日課への影響が大きくなるといった課題がございます。

3段落目、4段落目に記載しておりますように、他の方式もそれぞれメリット・デメリットがありますが、デリバリー方式は他の方式に比べますと当初に必要な経費が少なくすむとともに、民間事業者の既存施設を利用する場合は施設整備に必要な期間が短く、累計費用も最も少なくなります。

また、5段落目から7段落目に記載しておりますように、生徒たちの食に関する状況から、給食を通じた食育の充実の必要性はますます高まっていることや、核家族化や女性の社会進出の進行などにより、毎日子どもたちの弁当を作ることが負担となっている保護者が増加していることが考えられること、そして経済的に厳しい状況にある、いわゆる貧困家庭への対策が必要なことから、中学校におきましても、ミルクに加えて主食と副食を提供する完全給食の早期実施が必要になっております。

以上のことから、最後の段落に記載しておりますように、民間事業者の既存施

設を利用して給食を調理し、加熱して温かくした副食（おかず）を生徒たちに提供するデリバリー方式を採用し、できるだけ早い時期に中学校においても完全給食を導入する必要があるとしております。

6 ページをご覧ください。「4 デリバリー方式（加熱方式、民間事業者の既存施設を利用）導入に当たっての留意事項」の 1 段落目、2 段落目に記載しておりますように、デリバリー方式では、食物アレルギーに対応した給食を用意することが難しいため、アレルギー体質など、弁当が必要な生徒がいること、そして家庭弁当が持つ親子のふれ合いや愛情を大切にしたい教育的効果も食育と考えられることから、給食を利用するか、あるいは家庭弁当にするかを選択できる「選択制」とすることが適当としております。

また、最後の段落でございますが、デリバリー方式は食育の推進に劣るとのデメリットがありますので、食育を推進するため、献立の作成は市の栄養士が責任を持って行い、安全を第一に考え、生徒にとって魅力ある給食となるよう、十分な栄養バランスや生徒の嗜好、さらには経費にも配慮した献立にすることが必要としております。説明は以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。今、説明をいただきましたが、方針決定にあたり教育委員会でもいろいろ議論もあったと思いますので、その質疑や議論の様子を少し聞かせてもらえればと思います。

【大高 学校教育担当部長】

当日の教育委員会では、教育委員の皆様から 6 点の質問がありましたので、その内容を説明させていただきます。

まず、1 点目は、「自校方式が理想とする見解が示された中で、導入方式としてデリバリー方式を決定した考え方の整理について」の御質問です。お答えとしては、理想とされた自校方式にも課題がある中で、中学生を取り巻く食育の充実の必要性、保護者に対する子育て支援、いわゆる貧困対策の観点から早期に給食を導入するため、自校方式の利点である適温給食を備えた加熱式のデリバリー方式を提案しましたと説明いたしました。

2 点目は、「最近の状況を把握するためのアンケート調査は必要なかったのか」という御質問でした。お答えとしては、平成 17 年 9 月に実施しました昼食に関するアンケートの結果や、近隣市で実施されたアンケートの結果等を鑑みますと、結果は大きく変わらないと考えられるため、アンケートを改めて実施しなくても状況は把握できていると説明いたしました。

3 点目は、「食育推進のため、伊勢原産の野菜などを給食に使用できないか」という御質問です。お答えとしては、伊勢原産野菜等の使用について、事業者に働きかけを行っていくことを考えていると説明いたしました。

4 点目は、「事業者の選定方法について」の御質問です。お答えとしては、選定資格基準や衛生管理基準を設け、実績がある事業者を中心に条件によって評価を行うプロポーザル方式により、適切な事業者を選定したい旨を説明いたしました。

5点目は、「選択制でも学校給食となるのか」といった御質問です。お答えとしては、学校給食法に規定する学校給食栄養管理者、学校でいいますと栄養士になると思いますが、栄養士が献立を作成し、文部科学省告示に規定する実施回数や、生徒1人1回当たりの平均所要栄養量の基準にのっとり給食とすることと、選択制であっても、選択する機会は全員に与えられていることから、学校給食法の給食に該当すると考えていると説明いたしました。

最後の6点目は、「現在実施しているスクールランチとの違いは」という御質問です。お答えとしては、学校給食は施設・設備に要する経費や運営に要する費用は市が負担し、保護者は食材費のみの負担となります。一方、スクールランチの価格には食材費のほか、事業者の施設・設備や運営に関する費用が含まれていることです。また、給食は、就学援助費の支給対象にできることをお答えしました。

【高山 市長】

ありがとうございました。今回の導入方針の決定に当たりまして、結論を出すまでに委員の皆様方も様々な御意見、また思いもあったのではないかと思います。そのあたりを少しお聞かせいただければと思います。

それでは、先ほどとは反対の順番で御意見を伺っていきます。それでは、重田委員からお願いします。

【重田 教育長職務代理者】

自校方式は、適温給食やアレルギー反応への対応、食育の推進に最も優れ、学校の実情にも合わせた対応ができるなど、給食の手法としては最も優れているということですが、配膳や片付けに時間を要するため学校現場に支障を来す恐れがあり、また調理施設の建設、エレベーターなどの費用が多額となることから、市の財政を鑑み、不可能ということになりました。親子方式、センター方式も同様と考えられます。

そこで、デリバリー方式は、配送された給食の保管等を行う配膳室の設備・整備が必要になりますが、他の方式よりも当初の必要経費が比較的安く済むというメリットがあります。

近年、九州や関西の一部で、おかずをランチボックスに盛り付けた後に再加熱し、65度以上で給食提供まで管理して温かいおかずを提供できるようになったことから、中学校給食の早期導入を踏まえ、このデリバリー方式を推進することが最善と考えました。

ただし、導入にあたっては、先ほど説明がございましたように、アレルギーへの対応や、お弁当が親子のふれ合いにとって大切だという家庭のことを考慮しまして、選択制をとる必要性があるものと思います。

この方式は、食育を推進するために献立の作成は市の栄養士が行い、安全を第一とし、発達段階の生徒にとって魅力があり、栄養のバランスがとれ、生徒の嗜好や経費も配慮した献立とするものです。

給食導入については、平成17年に中学校給食の在り方について調査・研究するための組織として、14名の保護者、一般公募委員、食生活改善推進団体、及

び学校関係者からスタートした中学校給食推進検討委員会を皮切りに、平成19年には中学校給食導入検討委員会が設置され議論を重ねてきましたが、給食導入には至らず、スクールランチが始まった経過があります。その後、女性の社会進出や保護者からの要望、また貧困家庭の生徒に対する昼食支援策として、改めて中学校給食の導入について検討が進められてまいりました。事情は様々ですが、子どもの時に身に付いた食習慣の大切さと、規則正しい食生活や食育を通し、生涯にわたる健全な心と体、豊かな人間性を培い、次世代を担ってほしいものです。

伊勢原産の野菜等も利用しながら、温かくて美味しい給食を食べさせてあげられる日が待ち遠しく思います。学校に来て良かったと思える給食を出してあげられることを期待しております。

【高山 市長】

ありがとうございます。続いて渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺 委員】

私は、10年以上前に始まった中学校給食推進検討委員会や、その後の導入検討委員会に色々と立場を変えて関わりを持ってまいりましたので、実現ができそうな状況、実現が難しい状況の経過もある程度は承知していますが、そのような状況から、どのように新しい一步を踏み出すかという経過も踏まえた導入検討が今回なされたわけです。

再検討に際しては、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式についてのメリット、デメリットを詳細に検討するとともに、実施上での安全性の確保や献立の内容、食育の推進、学校の教育課程への影響、アレルギー対応、さらには、経費関係では施設の整備費、運営費、人件費等、様々な角度から検討してきました。また、いくつかの先進市の施設や運営方法を視察し、実際の給食の試食も行ってきました。

また、社会状況の変化や家庭の生活形態が多様化する中、全ての中学生に安定した給食を速やかに提供する必要性がますます高まっていること、また、全国の実施状況はもちろんのこと、神奈川県内でも中学校給食を実施する自治体が増加しているなどの状況も、導入に対する検討が深まっていく要因にもなりました。

私としては、このような導入検討の経過を踏まえ、結論としては、デリバリー方式での実施が良いのではないかと考えました。具体的には、事業者を選定し、選択制で、温かい給食を提供することが良いと思っています。安全で栄養面も考慮した温かい給食が提供できること、また日課の詰まっている中学校の教育課程への影響、教職員への過重な負担等に最も配慮できることがあげられます。また、選択制にすることで、家庭弁当を持ってくることも配慮することができ、それぞれの保護者の考えを尊重することができると考えます。経費の面からも、当初経費及び長期的経費が比較的安く抑えることができるなど、いくつかの点を総合的に勘案しますと、やはりデリバリー方式での実施がよいと思いました。

最後に1つ意見を付け加えさせていただきますが、現在の学校の教育環境に関する大きな課題は、中学校給食以外にもあると思っています。近年は夏場の暑さのため、子どもたちの授業への集中力や意欲の低下が学習活動に影響を与えてい

る状況も生まれてきていると思います。中学校給食の実施検討とともに、小中学校の各教室にエアコンを設置して学習環境を整備するということも同時に重要ではないかと教育委員としては思っております。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。菅原委員、お願いいたします。

【菅原 委員】

中学校給食の導入については、ここ10年来、各方式のコスト、味や温度、注文システム、配送時間、食育への貢献度等へのかかわり、メリット、デメリットについて、入念な比較検討がなされてきました。教育委員としても他地区の中学校等で試食する機会をいただきました。

このような中、様々な条件を勘案し、温かい食事が民間業者から配送されるデリバリー方式が最も現実的であるとの考えに至りました。

懸念される栄養面については、市の栄養士が献立を作成することが必須であります。また、業者の選定に当たっては、衛生管理が徹底されていることは大前提ですが、生徒の希望を取り入れたり、地元の食材を使ったりなど、利用者の希望を取り入れることに積極的であることが大切な条件になると思います。

お弁当を持参させたいという保護者、あるいは自分で作りたいという生徒の希望も大切ですので、全員ではなく選択制が良いと思いますが、栄養面や味の良さから利用する生徒が多く、またどんどん増えてくることによってさらに内容の充実やコストの低減が進むことを期待します。

また、デリバリー方式は、自校式と比べてデメリットだけではなく、配膳や片付けの時間が少なくて済むというメリットがありますので、現在でさえ多忙なカリキュラムの中に置かれている生徒や先生方にとっても、最も受け入れやすい形態であると思いました。

食育という観点からいうと、皆で楽しく食べるという雰囲気も大変大切であると思います。たとえ自校式のように同じ献立でなくても、机を合わせて数人でまとまり、大きなテーブルクロスをかけて皆で楽しく会話しながら食べるということが、食事を通じて生活や人間関係を豊かにするという食育につながっていくと思います。

デリバリー方式の給食を試食させていただいた中学校の先生からは、給食が始まってから登校を渋っていた生徒が学校に足が向くようになったと伺いました。

デリバリー方式の給食の導入により、栄養や量に欠けた食事しかできない生徒が1人もいなくなり、また昼食時間が楽しくなることによって、学校生活がさらに楽しくなることを期待しています。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。永井委員、お願いいたします。

【永井 委員】

前置きになりますが、今月初めの新聞記事に、中学校給食についての文部科学省の調査結果が掲載されていまして。全国の中学校完全給食実施率は83.7%、さらに、国立や私立を除いた公立中は90.2%という高い数字に正直驚きまし



た。その是非は別にして、公立中が千葉県では100%。それに対して神奈川県では27.1%という大きな地域差があります。

さて、まず個人的には中学生の子を持つ親の立場として、親子のきずな、あるいは多感な時期の貴重なコミュニケーション手段、さらには成長期の健康管理の手だてといったところで、弁当が継続されることを望む思いがあります。

本日の貴重な会議の場に当たり、中学校給食の導入について意見を述べたいと思います。

食生活を取り巻く環境の変化により、肥満の増加や極端なダイエットなどを見聞きするようになりましたが、成長期の栄養バランスと健康な体づくり、規則正しい食習慣や食育指導の重要性といった点で、給食は重要な要素ともいえます。

少し異なる話になりますが、文部科学省の全国学力・学習状況調査からは、毎日朝食をとる児童生徒ほど学力調査の得点が高い傾向があるということがわかっています。また、他県の例ですが、給食がない夏休みに体重の減る子がいるという話を聞いたことがあります。貧困により1日の主な栄養源が学校の給食だけという子どもたちがいるということです。給食によって必要なエネルギーと栄養素を得ることができるのは、大きな魅力であります。

本題に戻りますが、昼食の時間に余裕がないといった現在の中学校のタイトな日課を考慮すると、調査・研究の結果、最も理想的とされる自校方式、あるいは親子方式やセンター方式には、その点でやや難点が生じるようです。また、教育委員としては理想論で話を進めたいところですが、これらの3つの方式には莫大な事業費を伴うという歳出面での大きな課題が現実としてありました。

平成17年度の中学校給食推進検討委員会の提言には、「魅力ある中学校給食の実現に向けて取り組むことが望ましい」とありましたが、その魅力とは一体何でしょうか。実際に中学校の生徒に尋ねてみたところ、「家で作ってくれた弁当は自分の好きなものがあって嬉しい」「温かいものが食べられたら嬉しい」という意見を聞くことができました。また、様々な理由があると推察されますが、クラスには弁当を持参していない、できない生徒がいるなどの話も聞くことができました。

さて、これまで各方式のメリット、デメリットについて、改めて調査・研究を進めるとともに、先進市のデリバリー方式の状況調査や試食を重ねた結果、加熱方式によるデリバリー方式は、味、栄養、食育、経費の面でとても優れているということを感じました。

冒頭に申し上げましたとおり、私のように弁当を重要と考える保護者もいますので、完全給食ではなく選択制にすることで、平成21年度に否決となった理由の一つである「保護者への理解」も深まるということです。

共働きや一人親世帯が増えている現在は、弁当を作る余裕のない家庭があることは容易に想像がつくわけで、その意味で給食を必要とする家庭への支援にもつながります。よって、加熱式のデリバリー方式の給食を選択制で採用することにより、味や栄養、食育、市の財政課題とのバランスにおいても、生徒にとって魅力ある給食の早期実現が図られるのではないのでしょうか。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。最後に教育長、お願いします。

【鍛代英雄】

今の委員からの意見にもございましたが、中学校給食の導入につきましては、10年以上にわたって教育委員会において検討をしてきております。社会の状況を考えますと、中学生への食育の必要性はますます高まっておりますし、保護者の状況もございます。また、貧困家庭への対策も必要になってきております。そうしたことから、できるだけ早く中学校給食は導入すべきではないかと考えます。

そうしたときに、どの方式が適当かということになるわけですが、この度の検討におきましても、自校方式が総合的に優れていることを改めて確認いたしました。費用や日課への影響、そして給食室の整備に多くの年数が必要といった課題がございました。

デリバリー方式のデメリットとして、副食（おかず）が冷めてしまい、生徒の食べ残しが発生する可能性があるということが言われておりますが、技術の進歩等もあり、加熱することにより、自校方式の利点であります温かいおかずを提供することが可能になっております。

こうしたことについて、中学校給食実現の可能性を含めて総合的に勘案いたしますと、中学校給食の早期実現を図るためには民間給食事業者の所有する施設を活用し、副食を加熱するデリバリー方式が妥当であると考えました。

給食を導入する場合、生徒全員が給食を食べる全員給食が原則となるわけですが、これも委員の意見にもありましたように、子どもに手づくりの弁当を食べさせたいという保護者の思いというものがあります。また、デリバリー方式の場合は、食物アレルギーのある生徒への対応が難しいという課題もあり、選択制という形で導入することが妥当であると考えました。以上です。

【高山 市長】

ありがとうございました。それぞれ委員の皆様の御意見を伺うことができました。今回、教育委員会は、加熱式のデリバリー方式ということで導入方針を決定しましたが、これまでのデリバリー方式との違いや、他市での導入状況などを説明いただきたいと思います。

【大高 学校教育担当部長】

これまでのデリバリー方式との違いについてですが、これまでのデリバリー方式の給食は、国の衛生管理マニュアルにより、調理終了後、提供までに30分以上を要する場合は、10度以下または65度以上の適切な温度管理を行う必要があるため、10度以下で提供される方式が一般的でございました。そのため、冷めている、美味しくないなどの評価を受けることが多かったようです。しかしながら今回の加熱式は、おかずを加熱することにより適温で喫食できることから、美味しく召し上がっていただけると考えます。加熱された給食を配膳室の配膳員が給食時間前に学級ごとに分け、給食当番の生徒が配膳室に受け取りに来るようなイメージを持っていただければよいと思います。

次に、加熱式のデリバリー方式を導入している他市の状況ですが、現在、教育

委員会で把握している限りでは、加熱式のデリバリー方式を導入しているところは少なく、関東の近郊では見当たりません。ある情報によりますと、加熱式のデリバリー方式の給食は、福岡県を皮切りに現在まで、福岡県、佐賀県、大阪府、三重県、各府県の8市3町で導入されているとのことです。今年の2月に、既に導入している大阪府枚方市に前教育長と学校教育課長、私の3名で視察に行ってみりましたが、枚方市では、家庭弁当に加えて給食を選択できる選択制としており、導入に先立ち、平成27年度に喫食率50%を想定した食数で共同の調理場を建設し、そこで給食の調理、ランチボックスへの盛り付け、スチームコンベクションというもので再加熱を行っていました。

加熱したランチボックスをフードカートで保温しながら中学校の配膳室に配送し、昼食の時間前に生徒が配膳室に受け取りに来ていました。枚方市では、主食のご飯の他に、温かいおかず、冷たいおかず、汁物のうちから2種類を組み合わせ提供してありました。温かいおかず用と冷たいおかず用のランチボックスを分けておりますので、温かくするおかずは温かいまま提供できてありました。私どもは、調理場で加熱し、喫食に適した温度の状態の給食をいただきましたが、中学校では、おかずが熱くなり過ぎたりしないように昼食時間前に配膳員がカートから取り出して給食の温度管理をしていた状況でございました。

また、給食の予約につきましては、インターネットまたはマークシートにより学校で申し込み、事前に給食費をコンビニやクレジットカードで払い込むシステムとなっております。視察の際に実際に給食を食べている子どもたちに少し話を伺ってきたのですが、皆さん「美味しい」と言っておりまして、大変好評のようでした。以上です。

【高山 市長】

枚方市の場合は、喫食率50%ですね。

【大高 学校教育担当部長】

目標を50%として導入したようですが、視察時の現状は20%台でございました。

【高山 市長】

ありがとうございました。教育長から何か補足がありましたらお願いいたします。

【鍛代 教育長】

これまで申し上げたことと重複しますが、委員の意見にもございましたが、できるだけ早期に中学校給食を導入できれば嬉しいと思っております。財政状況が非常に厳しいということについては、予算編成会議での説明などで十分承知をいたしておりますが、先ほど来申し上げました保護者の状況など、社会環境の変化がございます。そういった点も含めまして、今回の加熱式のデリバリー方式が適当だという決定をしましたので、是非その辺を御理解いただきたく、よろしくお願いしたいと思います。

【高山 教育長】

ありがとうございました。皆様の御意見を伺うことができ、大変感謝申し上げます。

ます。先ほどの話の中にもありましたように、検討をはじめてから10年以上が経ちますが、働き方や生活スタイルも変わってきています。そうした中で、生徒を含め保護者の声も聞いていかなくてはいけないと思いますので、しっかりとその辺は教育委員の皆様方と進めさせていただきながら検討していきたいと考えております。

今後も、教育長をはじめ、委員の皆様方と情報交換をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、他にないようでしたら、予定していた2つの協議事項が終わりましたので、進行を事務局へ返したいと思います。

#### 4 閉 会

##### 【谷 亀 教育部長】

皆様、貴重な御意見をありがとうございました。これで用意しておりました日程は全て終了いたしました。

その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これをもちまして、平成29年度第1回伊勢原市総合教育会議を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時25分 閉会

## 平成29年度第1回伊勢原市総合教育会議 次第

日時：平成29年11月21日（火）

午後2時から

場所：伊勢原市役所 議会全員協議会室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

（1）伊勢原市いじめ防止基本方針の改定について

（2）中学校給食導入方針について

### 4 閉 会

## 伊勢原市総合教育会議の構成員

| 職        | 氏 名                     |
|----------|-------------------------|
| 市 長      | たかやま まつたろう<br>高 山 松 太 郎 |
| 教育長      | きたい ひでお<br>鍛 代 英 雄      |
| 教育長職務代理者 | しげた えみこ<br>重 田 恵 美 子    |
| 教育委員     | すがわら じゅんこ<br>菅 原 順 子    |
| 教育委員     | わたなべ まさみ<br>渡 辺 正 美     |
| 教育委員     | ながい たけよし<br>永 井 武 義     |

## 伊勢原市いじめ防止基本方針の改定について

### 1 改定の趣旨

平成29年3月に国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を改定するとともに、地方公共団体に対し、国の基本方針を参酌し、基本方針の見直し等、必要な措置を講ずるよう求めている。

よって、本市では、改定された国の基本方針を参酌するとともに、地域や学校の実情を踏まえ伊勢原市いじめ防止基本方針（平成26年9月策定。以下「市の基本方針」という。）を改定する。

### 2 県の動向

国の基本方針の改定を踏まえ、平成29年11月の改定を目途に、神奈川県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）の改定作業を進めている。

### 3 改定の主な内容

#### (1) 国の基本方針の改定を反映させた内容

##### ア いじめ防止の指導について

###### 【追記事項】

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも「いじめ」という言葉を使わず指導することもある必要である。

###### 【修正事項】

- ・いじめ解消の定義は、いじめに係る行為が3か月を目安に止んでいることと、被害者が新たな心身の苦痛を受けていないことの少なくとも2つの要件が満たされている必要があること。

##### イ 教育委員会が実施すべき施策について

###### 【追記事項】

- ・学校の教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

###### 【修正事項】

- ・教育委員会は、児童生徒及び保護者並びに学校の教職員に対して、いじめの防止に関して理解を深めるための啓発活動や研修を推進するとともに、教職員に対し校内での研修を実施するよう促す。

##### ウ 重大事態への対応について

###### 【追記事項】

- ・いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応します。
- ・学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととする。

#### (2) 市の基本方針の策定から3年が経過し、この間のいじめ防止の取組状況を踏まえた改定内容

###### 【追加事項】

- ・重大事態と思われる案件について、学校が調査主体となる場合は、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が実施する。

## 第1章 基本的な考え方

学校は、児童生徒が将来社会に巣立つ前に、多くの人と関わる中で、社会性を育んでいく大切な場である。その過程では、人間関係上の問題も多く発生するが、その中で児童生徒は、はじめて出会う人とのように言葉や行動を交わしていくか、気の合わない人ともどのように折り合いをつけていくかなど、多くを学んでいく。そして教職員や保護者、地域の大人たちには、その学びを適切に指導・支援していく責務がある。

つまり、児童生徒同士の問題は、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応することで、児童生徒の社会性や規範意識等を育む一つの機会とすべきものである。

### いじめの定義

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 基本認識

#### ◆ いじめに対する基本認識

- 児童生徒の人権を著しく侵害する絶対に許されない行為
- 児童生徒同士が豊かな人間関係をつくる過程で、どの学校でも、どの児童生徒にも、起こり得るもの
- 当事者だけでなく、周囲の児童生徒も含めた所属集団の構造上の問題
- 大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいもの

#### 【参考】具体的ないじめの態様(国の基本方針より)

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 対策の基本

児童生徒と大人がともに当事者意識をもって、学校・家庭・関係機関をはじめ、広く地域社会全体で、次の3観点から取り組む必要がある。

#### 未然防止

#### 早期発見

#### 早期解決

**目的** 市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す

## 第2章 伊勢原市の施策

### 未然防止

- 学校への指導助言、研修、支援
- 道徳教育や人権教育／自己有用感や充実感に満ちた学校生活／コミュニケーション能力の育成／児童生徒主体の取り組み／地域交流や体験活動の充実／情報モラル教育
- 児童生徒主体の活動推進
- 啓発活動及び研修
- 諸機関・団体との連携

### 早期発見

- 学校への指導助言、研修、支援
- 教育相談体制／教職員・児童生徒間の信頼関係づくり／積極的な児童生徒理解／アンケート等によるきめ細かい把握／教職員間の情報共有／相談窓口の周知徹底
- 相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底

### 早期解決

- 指導主事派遣等による学校支援
- 専門家の招聘による学校支援
- 県教委との連携による学校支援
- 犯罪行為として取り扱われるべき際の警察等との連携
- 児童生徒が抱える課題に応じた児童相談所等の福祉機関や医療機関等との連携

#### 家庭・地域住民・関係機関との連携

#### 地域の諸機関・団体等との連携及び啓発活動

社会教育委員会 人権擁護委員会 子ども会育成会連絡協議会 PTA連絡協議会 青少年指導員連絡協議会 青少年相談室補導員連絡協議会 自治会連合会 民生委員児童委員協議会 児童コミュニティクラブ運営委員会 障がい者とうらしを考える協議会 学校警察連絡協議会 等

#### 伊勢原市いじめ防止等連絡協議会

関係機関・団体等がいじめ防止等に関する連絡調整や情報共有、協議を行うことで、いじめ防止等に係る取り組みの改善・充実を図る



## 第3章 学校の取組

### 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等の理念や取組を学校ごとに基本方針として定める。

- 基本方針について保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携して取り組むとともに、児童生徒の主体的な活動を確保する。
- 基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。

#### 未然防止

道徳教育や人権教育、体験活動、特別活動の充実／自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり／児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会／「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成／情報モラル教育の推進 等

#### 早期発見

児童生徒との信頼関係の構築／ささいな変化を見逃さず兆候を早期にキャッチ／教職員間で情報共有／教育相談体制の整備／定期的なアンケート調査や教育相談／ネットいじめの早期発見

#### 早期解決

対策委員会による情報共有、組織的な対応／速やかな事実確認／教育委員会への報告／いじめを受けた児童生徒の安全確保／いじめを行った児童生徒への毅然とした指導及び背景を踏まえた支援／保護者への説明、協力、支援／警察や福祉・医療機関等との連携／解消後の継続的な見守り

#### 家庭・地域住民・関係機関との連携

相談窓口の周知／いじめに関する情報提供・啓発活動／電話相談や家庭訪問等による保護者との連携／警察や児童相談所、医療や福祉等の専門機関、自治会や民生委員児童委員等との日頃からの連携／地域交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等による地域住民との日頃からの連携

### 学校いじめ防止対策委員会の設置

- 複数の教職員やスクールカウンセラー等により構成。必要に応じて外部からの委員を加える。
- 対策委員会の役割・・・取組みの実施や計画の作成・見直しの中核／相談・通報の窓口／情報の迅速な収集・記録・共有、事実関係の聴取、指導や支援の方針決定、保護者との連携等／学校の基本方針の策定や見直し、ケースの検証 等

## 第4章 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより

①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害

②児童生徒が相当の期間学校を欠席

#### 学 校

#### 重大事態の発生

緊急対応  
応急処置／児童生徒への聴取り／保護者への説明／児童生徒への心のケア／警察、医療機関等との連携／報道対応／教育活動の平常化 等

調査会による調査への協力

当該児童生徒・保護者

#### 市教委

○指導主事、スクールカウンセラー等による緊急支援、指導助言

招集・諮問

#### 伊勢原市いじめ問題専門調査会

- 重大事態の調査を行う第三者機関
- 弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等で構成
- 当該保護者の意向を踏まえ招集し、調査を諮問

市教委への報告

指導

再発防止のための取組み改善

再発防止のための取組み改善

伊勢原市いじめ問題再調査会

#### 市 長

市長は、必要があると認める場合、再調査を実施することができる。

#### ■ お問い合わせ ■

伊勢原市教育委員会 教育指導課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地

Tel. 0463-94-4711(代表)

## 中学校給食導入方針

(平成29年10月24日伊勢原市教育委員会定例会にて決定)

## 1 検討の経緯

中学校給食の導入については、平成17年度の「中学校給食推進検討委員会」の発足を契機に本格的な検討を開始しました。推進検討委員会からは、「魅力ある中学校給食の実現に向け取り組むことが望ましい」等の提言がありました。

また、平成19年度には「中学校給食導入検討委員会」を設置し、検討を継続しました。導入検討委員会からは平成20年12月に報告書が提出され、その中で、①早期実現、②食育の推進、③最小の経費で最大の効果が上げられる方策の実現、④家庭弁当を望む家庭やアレルギー等配慮を必要とする生徒への配慮、⑤選択制を含めたセンター方式あるいは完全委託方式が現実的手法、との提言がありました。

この提言を受け、平成21年9月に各中学校において、保護者説明会を開催し、①子供たちの食の現状、②食育の必要性、③各給食方式の特徴及びメリット・デメリット、④センター方式と完全委託方式のイメージ等について説明しました。

平成21年11月には、事務局において、①全ての中学校において早期に完全給食を導入する、②中学校給食をデリバリー方式（完全委託方式）で実施することを内容とする「中学校給食実施方針（案）」を策定し、教育委員会議において、同案についての協議を開始しました。また、平成22年2月から3月にかけて、各小学校で保護者説明会を開催し、①給食導入の基本的な考え（早期実施、安全安心）、②デリバリー方式の実施について説明しました。

教育委員会議における協議の結果、平成22年3月の教育委員会議において、デリバリー方式は、①学校現場や保護者に理解が得られた状況にない、②規模的に市内で受注できる企業がなく、雇用の拡大や経済効果が見込まれないとの理由で、中学校給食実施方針（案）は否決されました。

その後、平成22年6月の教育委員会議において、「中学校給食を実施するのであれば、成長期にある生徒にとっての栄養バランスやカロリー等に配慮し、安全・安心かつ温かい給食を実現できる自校方式が理想」等の中学校給食導入に関する見解が示されました。

この見解を踏まえ、教育委員会では、自校方式による全校一斉開始及び1校ずつ順次開始するという2つの方法に要する事業費を積算し、自校方式による完全給食の実施を市長に提案しましたが、財政状況等から、「いせはら21プラン」に掲げた平成24年度までの実現は不可能と判断され、平成23年度重要施策大綱の中で『理想とする中学校給食の実現に向けた検討を進めるとともに、スクールランチの充実を図る』との市の方針が決定されました。

この方針を受けて、教育委員会では、スクールランチの充実を図るとともに、自校方式を基本として中学校給食の導入手法を検討することとしました。また、平成24年秋には市長から教育委員会に対し、改めて中学校給食の導入について検討するよう要請がありました。

しかし、平成22年6月の教育委員会議で理想的な方式とされた自校方式は、給食室の建設、食缶を運ぶためのエレベーターの整備などに多額の費用と相当の年数を必要とし、配膳・片付けに時間を必要とするため教育課程への影響が大きいなどの課題もあります。

また、本市の財政状況は、歳入の中心である市税の大幅な増加が見込めない中、歳出面においては、少子高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が増加するなど、厳しい状況が続くことが予想されます。

こうしたことから、自校方式以外の方式も含め、自校方式の利点及び低コストでの導入の両方を兼ね備えた方式について、先進市の視察等を重ねるなど情報を収集し、再検討を行いました。

## 2 各方式の検討

### (1) 自校方式

#### ◆内容

中学校に設置した給食室で調理する方式です。

給食室の建設のほか、給食設備の整備、食缶を各教室に運ぶためのエレベーターの整備を要します。

#### ◆主なメリット・デメリット

適温給食に最も優れ、学校の実情に合わせた対応ができ、食育の推進を最も図られ、経常経費の負担が比較的少ないなどのメリットがある一方、当初経費負担が比較的大きく、敷地の確保が難しく、配膳・片付けに時間を要するため教育課程への影響も大きいなどのデメリットがあります。

#### ◆導入費用

(1年目必要費用)

| 当初経費      | 経常経費   | 合計        |
|-----------|--------|-----------|
| 1, 161百万円 | 117百万円 | 1, 278百万円 |

(累計費用)

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 20年間累計費用(※補助金及び市債を活用した場合) | 3, 572百万円 |
|---------------------------|-----------|

### (2) 親子方式

#### ◆内容

小学校(親)の給食室で調理した給食を食缶により中学校(子)に配送する方式です。

小学校給食室の増改築、中学校で給食を受け入れ、保管する配膳室の整備、食缶を運ぶためのエレベーターの整備を要します。

#### ◆主なメリット・デメリット

適温給食に優れ、運営管理の合理化、食育の推進を図られ、経常経費の負担が比較的少ないなどのメリットがある一方、当初経費負担が大きく、配膳・片付けに時間を必要とするため教育課程への影響も大きく、建築基準法等の規制を受けるなどのデメリットがあります。

◆導入費用

(1年目必要費用)

| 当初経費      | 経常経費   | 合計        |
|-----------|--------|-----------|
| 1, 848百万円 | 122百万円 | 1, 970百万円 |

(累計費用)

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 20年間累計費用(※補助金及び市債を活用した場合) | 4, 359百万円 |
|---------------------------|-----------|

(3) センター方式

◆内容

学校給食センター（共同調理場）で調理した複数校分の給食を食缶により各学校へ配送する方式です。

学校給食センター（共同調理場）の用地取得及び建設のほか、中学校で給食を受け入れ、保管する配膳室の整備、食缶を運ぶためのエレベーターの整備を要します。

ア 市が施設を設置する場合

◆主なメリット・デメリット

適温給食に優れ、効率的な運営、食育の推進を図れ、経常経費の負担が比較的小さいなどのメリットがある一方、当初経費負担が比較的大きく、配膳・片付けに時間を要するため教育課程への影響も大きく、建設場所の選定に建築基準法等の規制を受けるなどのデメリットがあります。

◆導入費用

(1年目必要費用)

| 当初経費      | 経常経費   | 合計        |
|-----------|--------|-----------|
| 1, 228百万円 | 122百万円 | 1, 350百万円 |

(累計費用)

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 20年間累計費用(※補助金及び市債を活用した場合) | 3, 728百万円 |
|---------------------------|-----------|

イ 民間事業者が施設を設置する場合

◆主なメリット・デメリット

適温給食に優れ、効率的な運営、食育の推進、当初経費の平準化を図れるなどのメリットがある一方、経常経費負担が大きく、配膳・片付けに時間を要するため教育課程への影響も大きく、建設場所の選定に建築基準法等の規制を受けるなどのデメリットがあります。

◆導入費用

(1年目必要費用)

| 当初経費   | 経常経費   | 合計     |
|--------|--------|--------|
| 381百万円 | 227百万円 | 608百万円 |

(累計費用)

|          |           |
|----------|-----------|
| 20年間累計費用 | 4, 772百万円 |
|----------|-----------|



#### (4) デリバリー方式（加熱方式）

##### ◆内容

学校外の民間事業者の調理場で民間事業者が調理し、ランチボックスに盛り付けられた給食を各学校へ配送する方式です。

保護者が家庭弁当にするか、給食を利用するかを選択する「選択制」とすることが可能です。

デリバリー方式の給食は、国の衛生管理マニュアルにより、調理終了後提供までに30分以上を要する場合は、10℃以下又は65℃以上の適切な温度管理を行う必要があることから、10℃以下で提供される方式が一般的であったために、生徒に温かい給食を提供できないという問題がありました。

しかし、近年、九州や関西の一部の市町で、おかずをランチボックスに盛り付けた後に再加熱し、65℃以上で給食の提供まで管理し、温かいおかずを提供するデリバリー方式が見受けられます。この手法を活用することができれば、適温で給食を提供できます。

このため、以下おかずを加熱する方式について、メリット・デメリット及び導入費用を記載します。

#### ア 民間事業者が施設を新設する場合

##### ◆主なメリット・デメリット

適温給食に優れ、配膳・片付けの時間が短く教育課程への影響が少ない、当初経費の平準化ができるなどのメリットがある一方、経常経費負担が大きく、食育の推進やアレルギー対応に劣るなどのデメリットがあります。

##### ◆導入費用

（1年目必要費用）

| 選択制   | 当初経費  | 経常経費   | 合計     |
|-------|-------|--------|--------|
| (50%) | 49百万円 | 225百万円 | 274百万円 |
| 全員喫食  | 当初経費  | 経常経費   | 合計     |
|       | 55百万円 | 318百万円 | 373百万円 |

（累計費用）

| 20年間累計費用 | 選択制（50%） | 3,712百万円 |
|----------|----------|----------|
|          | 全員喫食     | 5,367百万円 |

#### イ 民間事業者の既存施設を利用する場合

##### ◆主なメリット・デメリット

適温給食に優れ、配膳・片付けの時間が短く教育課程への影響が少ない、当初経費の平準化ができ、経常経費の負担も比較的少ないほか、既存施設を利用するため施設整備にあまり月日を必要とせず、比較的短期間で導入できるなどのメリットがある一方、食育の推進やアレルギー対応に劣る、喫食率の増減に対する対応に課題があるなどのデメリットがあります。

# ◆導入費用

(1年目必要費用)

|       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 選択制   | 当初経費  | 経常経費   | 合計     |
| (50%) | 49百万円 | 109百万円 | 158百万円 |
| 全員喫食  | 当初経費  | 経常経費   | 合計     |
|       | 55百万円 | 142百万円 | 197百万円 |

(累計費用)

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 20年間累計費用 | 選択制(50%) | 2,135百万円 |
|          | 全員喫食     | 2,920百万円 |

## 3 導入方式について

各方式についてメリット・デメリットを整理したところ、自校方式が、適温給食、アレルギー対応、食育の推進などに最も優れ、また、学校の実情に合わせた対応ができるなど給食の方式として優れていることを再確認しました。

一方、自校方式は、調理施設の建設や、備品類の整備、食缶を運ぶためのエレベーターの整備など導入当初に多額の費用と相当の年数が必要となり、また、配膳・片付けの時間がかかるため教育課程への影響が大きくなるといった課題があります。

親子方式及びセンター方式も、自校方式同様のメリットがある一方、調理施設又は給食センター（共同調理場）の建設等に多額の費用と相当の年数を必要とし、また、配膳・片付けに時間を必要とするなど、同様の課題があります。

デリバリー方式は、食育やアレルギー対応の面で課題があり、配送される給食を保管する配膳室の整備も必要になりますが、他の方式に比べると当初に必要とする経費が少なく、既存施設を利用する場合は、施設整備に必要な期間が短く、累計費用（20年間）も最も少なくなります。

中学校の生徒たちの食に関する状況は、現在も「中学校給食導入検討委員会」の報告書に記載されている「子どもたちの食の現状と課題」と基本的に変わっておらず、給食を通じた食育充実の必要性はますます高まっています。

また、核家族化の進行に加え女性の社会進出が進む中、毎日子どもたちの弁当を作ることが負担となっている保護者が増えていると考えられますので、子育て支援の観点からも中学校における完全給食の早期実施の必要性が高まっています。

経済的に厳しい状況にあるいわゆる貧困家庭の中には、子どもたちに十分な食事を与えることができない家庭があると言われています。完全給食を導入することにより、子どもたちに現在のミルクに加えて主食と副食も提供でき、就学援助の対象家庭に対しては給食費を助成することができますので、貧困対策の観点からも、中学校における完全給食の早期実施が必要です。

以上から、デリバリー方式（加熱方式、民間事業者の既存施設を利用）を採用して、できるだけ早期に中学校においても完全給食を導入することが必要であると考えます。

#### 4 デリバリー方式（加熱方式、民間事業者の既存施設を利用）導入に当たっての留意事項

デリバリー方式で給食を導入するに当たっては、アレルギー体質等弁当が必要な生徒がいることや、保護者の中には「中学校時代の家庭弁当は親子の関わりを持つ大切な方法のひとつで、弁当を通じて子供との関わりを持ち続けたいとの思い」や、「自分で食品を選択し、弁当を作っている生徒もあり、家庭弁当を大切にしたい」との考えなどもあると考えられます。

家庭弁当が持つ親子のふれあいや愛情を大切にしたい教育的効果も食育と考えられることから、給食を利用するか、家庭弁当にするかを選択できる「選択制」とすることが適当です。

また、方式の検討でふれたようにデリバリー方式は食育の推進に劣るというデメリットがあります。食育を推進するため、献立の作成は市の栄養士が責任を持って行い、何よりも安全を第一に考え、発達段階にある生徒にとって魅力のある学校給食となるよう十分な栄養バランスや、生徒の嗜好、さらには経費等にも配慮した献立とすることが必要です。